

クラブネッツ共通ポイントシステム会員約款

本約款は、クラブネッツ共通ポイントシステム（以下「本システム」という）を利用するにあたっての規則及び条件について規定するものであり、本システムに参加登録した個人（以下「会員」という）に適用されます。

第1条（用語の定義）

1. 本約款において以下の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。
 - (1) 会員が本システムを利用するに際しての規則を定めたこのクラブネッツ共通ポイントシステム会員約款を「本約款」といいます。
 - (2) 本システムにより会員に付与される共通ポイントを「CN ポイント」といいます。
 - (3) 当社と本システムの加盟店契約を締結し、自己が運営する店舗又は WEB サイト等において CN ポイントを付与し、又は回収することが出来る個人事業主又は法人を「加盟店」といいます。
 - (4) 会員約款に基づき、株式会社クラブネッツ（以下「当社」という）が会員に対して発行・貸与する本システムのポイントカードを「本カード」といいます。
 - (5) 当社は、本システムの運営・提供に基づき発生する業務の全部又は一部を当社の業務提携先に委託することができるものとし、当該業務を委託した提携先を「代理店」といいます。
 - (6) 本システムへの申込等の際に会員から提供される会員および会員の家族等の住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・メールアドレス等を「属性情報」といいます。
 - (7) 会員の本システム利用により当社に蓄積される属性情報以外の情報を「取引情報」といいます。
 - (8) 氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます）を「個人情報」といいます。

第2条（会員）

1. 会員とは、本約款に基づき本システムの利用を希望して入会申込みをし、当社より本システムの会員と認証できる会員識別番号（以下、「会員 ID」という）を付与された者をいいます。
2. 会員は、当社へ虚偽の届出をしてはなりません。虚偽の届出を原因として紛争・訴訟等が生じた場合、会員は自己の責任と費用でこれを処理するものとします。
3. 当社が他の会員組織を持つ事業者と合意し、当該事業者がその会員宛に本カードを送付する場合は、送付を受けた当該事業者の会員が本約款を承認の上本システムを最初

に利用したとき本システムの会員となります。なお、当社は会員が本システムを最初に利用したとき本約款を承認したものとみなします。

4. 会員は、本約款および本約款に付帯する条件、規則その他一切の規定等（以下「約款等」という）に従い、本システムを利用するものとします。

第3条（クラブネット共通ポイントカード）

1. 本カードを発行する権利および本カードの所有権は当社に帰属し、当社が発行主体となります。
2. 本カードおよび本システムは会員本人のみが利用できます。
3. 会員は、本カードを譲渡・質入れ・貸与その他の処分をすることはできません。
4. 会員は、複数枚の本カードの貸与を受けることはできません。
5. 本カードの有効期間は、当社が別途定めます。

第4条（暗証番号）

1. 会員は本システム利用に関する暗証番号を当社に届け出ることとし、会員 ID や暗証番号を第三者に知られないよう管理するものとします。会員より暗証番号の届出が無い場合は、当社が定めた仮暗証番号を発行することがあることを承認するものとします。

第5条（メールシステム）

1. 当社が提供する懸賞・広告・その他の情報（以下「情報」という）を会員が指定するメールアドレスに配信するサービス（以下「本メールサービス」という）を利用する場合、会員は以下の各号も遵守、承認するものとします。
 - (1) 本メールサービスは、本システムのサービスの一部を構成するものとします。
 - (2) 本メールサービスを利用する場合、会員は約款等を承認の上、当社の指定する手順で利用を申し込み、当社に自己の携帯電話のメールアドレス等を登録するものとします。
 - (3) 本メールサービスにより会員に配信する情報は、当社が任意に選択および決定できるものとします。

第6条（属性情報）

1. 属性情報は当社および当社が適切と判断した企業が管理・利用するものとします。ただし、加盟店が募集した会員の属性情報については、当該会員を募集した加盟店と当社および当社が適切と判断した企業がそれぞれ管理・利用するものとします。
2. 会員は希望する加盟店に当社所定の書類を提出することにより自己の属性情報を、当該書類を提出した加盟店にも帰属させることができるものとします。
3. 本メールサービスのうち、抽選メールを利用することにより会員は自己の属性情報を

抽選メール提供の加盟店にも帰属させることができるものとします。

第7条（個人情報）

1. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は、本条の定めに基づき、個人情報の収集・利用・提供を行います。
- (2) 当社は、善管注意義務をもって会員のプライバシー保護に十分注意を払うとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。
- (3) 会員は、自己の個人情報の取り扱いに関し、本約款に定める内容に同意します。
- (4) 当社は、個人情報保護管理者として個人情報管理責任者を設置します。なお、連絡については本約款末尾の会員用コールセンターを通じてお受けします。

2. 個人情報の収集、利用、提供・預託

- (1) 当社は、次項に定める利用目的のため、以下に掲げる個人情報を保護措置を講じた上で適法かつ公正な手段により収集・保有・利用します。
 - ① 会員お申し込み時の登録事項（変更のお申し出の内容を含みます）氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス等
 - ② 個人別に付与された番号・記号その他の符号
 - ③ 加盟店における利用の履歴
 - ④ CN ポイントの付与又は使用等に関する情報
 - ⑤ 本システム利用状況
 - ⑥ 停止・退会状況その他過去の会員資格に関する事項
 - ⑦ お問い合わせなどの情報
 - ⑧ その他本システム利用の際にご提供いただく一切の事項
- (2) 当社は、次項に定める利用目的達成のために必要な範囲内で業務の全部又は一部を加盟店、代理店、その他当社が適切と判断した第三者に委託することがあります。その場合には、当社は、当該委託業務に必要な範囲内で、前項に定める個人情報を保護措置を講じた上で当該委託先に預託又は提供します。

3. 個人情報の利用目的

当社は、下記に掲げる利用目的のために個人情報を利用します。

- ① 会員管理のため
- ② CN ポイントの発行、計算、使用等本システムの円滑な運営（会員 ID や CN カードの発行を含みます。）のため
- ③ 会員に対して、メール配信、ダイレクトメール発送及び会員マイルームその他通知手段（以下あわせて「各種通知手段」という）によって、CN ポイント残高の通知等、会員によるポイント利用に関連して必要な連絡等を行うため

- ④ 会員に対して、各種通知手段によって、CN ポイントに係る各種キャンペーンやイベントの案内、当社及び加盟店の様々な商品情報やサービス情報その他の営業案内又は情報提供のため
- ⑤ 会員に対して、各種通知手段によって、当社が適切と判断した企業の様々な商品情報やサービス情報その他の営業案内又は情報提供のため
- ⑥ 商品の販売状況、CN カードの利用状況の調査及び分析その他のマーケティング分析を行うため
- ⑦ 加盟店において提供する商品やサービスの課金計算や請求を行うため
- ⑧ 加盟店において商品等の梱包や発送業務を行うため
- ⑨ 会員からのお問合せ、苦情等に対し適切に対応するため
- ⑩ 約款等の変更、本システムにより提供するサービスの廃止、運営者の変更その他これらに関連する業務を行うため
- ⑪ その他上記各目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため

4. 個人情報の第三者提供

- (1) 当社は、前項に定める目的を達成するために必要な範囲内において、本条2項(1)①から⑧に定める個人情報を書類の送付又は電子的若しくは電磁的な方法等により、加盟店、代理店（以下、「提供先」といいます）に提供することがあります。なお、当社は、当該提供先との間で、本項に基づいて提供する個人情報について、個人情報保護に必要な契約を締結しております。なお、加盟店一覧については、一部を除き本約款末尾の当社の URL にて確認することができます。
- (2) 当社は、前号に定める提携先以外に会員の同意を得ることなく、本条 2 項 (1) ①から⑧に定める個人情報を第三者に提供しないものとします。但し、次の各号に該当する場合を除くものとします。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (3) 本項第 1 号に基づく個人情報の提供について、特定の提供先にのみに提供し、他の提供先には提供しないというお申し出には応じることはできません。提供については当社と提供先間の契約に従うものとします。

5. 個人情報の開示・訂正・削除等

- (1) 会員は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己

に関する個人情報に関し、「利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下「開示・訂正・削除等」という）」について請求することができます。当該請求を希望する場合、会員用コールセンターにご連絡ください。

- (2) 開示・訂正・削除等の請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。
- (3) 開示・訂正・削除等の請求をされた場合でも、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、開示・訂正・削除等の請求に応じかねる場合があります。

6. 本条の規定に不同意の場合

- (1) 会員は、個人情報の提供については任意ですが、会員が所定の申込書に記載する等により申告すべき事項を申告しない場合、及び本条の規定の内容に同意頂けない場合、当社は、当該会員の入会をお断りすることや退会の手続きをとらせていただく場合があります。
- (2) 会員が本条第 3 項④、⑤に同意しない場合、又は、会員から本条第 3 項④、⑤記載の目的での個人情報の利用を希望しない旨の申し出があった場合には、当社は本条第 3 項④、⑤の目的で当該会員の個人情報を利用しません。
- (3) 前号に該当する場合、会員は、本条第 3 項④、⑤に記載した利用目的に関連して提供されるサービスの全部又は一部を受けられない場合があります。

7. 個人情報に関するお問合せ先

本条第 3 項④、⑤記載の目的での個人情報の利用を希望しない旨の申し出、及び個人情報の開示・訂正・削除等の請求その他個人情報に関するお問合せ等は、会員用コールセンターへご連絡ください。

8. 責任

当社又は提供先に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社又は提供先は、会員の個人情報の取り扱いに関し、会員に発生した損害について一切責任を負いません。

9. 認定個人情報保護団体

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体である一般財団法人日本情報経済社会推進協会の対象事業者です。

(1) 認定個人情報保護団体の名称 : 一般財団法人日本情報経済社会推進協会

(2) 苦情解決の申し出先 : プライバシーマーク推進センター 消費者相談窓口

※株式会社クラブネッツの個人情報に関する苦情解決の申し出先であって、当社、代理店並びに当社のサービスに係る苦情解決の窓口ではありません。

<住所> 〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル

<電話番号> 0120-700-779

第 8 条 (取引情報)

1. 取引情報は当社および当社が適切と判断した企業が管理・利用できるものとします。取引情報の利用に際して、当社は地域別・年代別・利用業種業態別・平均客単価別店舗利用歴等の条件で対象会員を絞り込みますが、特定の加盟店の利用履歴等を特定した情報による絞り込みは行いません。なお、絞り込み方法等の利用方法については、法令等を遵守しプライバシーに配慮して、当社が定めます。
2. 当社は、加盟店の請求に応じて、当社所定の方法により会員の取引情報を加工した情報を加盟店に提供できるものとします。但し、他の加盟店の会員まで特定しうる形での取引情報の提供はしません。

第9条（ポイントの付与・使用および消滅）

1. 会員は、当社の加盟店において CN ポイントの付与を受けることができます。なお、ポイント付与時に会員 ID を提示できなかった場合、ポイントの付与を受けることはできません。
2. 会員は、ポイント端末機（加盟店に設置している CN ポイントの付与等を行う事ができる本システムの専用端末機。以下「端末機」という）を通じてポイント付与が行われる場合、付与された CN ポイントを当該端末機から発行されるレシートにて確認するものとし、異議があればその時点で加盟店に申し出るものとします。なお、会員は、後日付与されたポイントに関して異議を申し立てることはできません。
3. 会員は、端末機および通信等の異常その他やむを得ない事情によりポイントの付与・使用ができない場合があることを承認し、異議を申し立てません。
4. 加盟店等が発行する CN ポイントに関するチケット等については、当社はその一切の責任を負いません。当該チケット等の取り扱いに関しては、その発行店と会員の間で全て解決していただきます。
5. 会員は、蓄積した CN ポイントを、当社が別途定める条件で使用することができます。
6. 蓄積された CN ポイントは当社が別途定める条件により消滅します。

第10条（情報提供）

1. 当社は、会員の利便性の向上を図るため、属性情報・取引情報を利用して、加盟店の情報、当社の情報および当社が適切と判断した企業（第三者及び委託先）の情報を、各種通知手段によって会員に随時提供します。
2. 前項の加盟店および当社が適切と判断した企業の情報については、当社は一切責任を負いません。
3. 会員は、本条第1項に基づく情報を受信するための通信費用等を自ら負担することを予め承諾し、当社に費用負担を求めないものとします。また会員が情報の提供を受けるための機器使用料・通信料等は会員の負担とします。
4. 会員は、前項により受け取った情報を自己の責任で利用することができます。なお、

当社はその一切の責任を負いません。

第 11 条 (カードの紛失・盗難・毀損)

1. 会員が本カードを紛失・盗難又は毀損した場合は、当社の別途定める条件で再発行を申し出ることができます。但し、本カードに記録されていたデータについては、当社はその一切の責任を負いません。

第 12 条 (届出事項の変更)

1. 会員は、当社に届け出た住所・氏名・年齢・生年月日・性別・電話番号等に変更があった場合、当社の指定する方法により、速やかに当社に届け出るものとします。

第 13 条 (譲渡)

1. 第 3 条第 3 項の定めにかかわらず、会員は会員自身と世帯を同じくする者に限り、本カードを譲渡することができるものとします。この場合、会員から本カードを譲渡された者（以下「譲受人」という）は、本約款に同意の上、本約款に定める会員の地位を承継されたものとみなすものとします。
2. 会員が本カードの譲渡を希望する場合、会員は会員と譲受人が同一世帯であることを確認できる書面その他別途当社所定の書面を当社に提出し、当社の承諾を得るものとします。

第 14 条 (退会)

1. 会員は、当社に本カードを返却し当社の指定する方法により当社に届け出ることにより、いつでも退会することができます。この場合、自己の属性情報を届け出た加盟店に対しても同様に届け出るものとします。
2. 会員が死亡した場合は当然に退会となり、本カードは無効となります。
3. 退会の場合、本カードに蓄積されていた CN ポイントは無効となります。

第 15 条 (強制退会)

1. 会員が下記事項の一つにでも該当した場合には、当社は会員 ID および当該会員が保有する CN ポイントを無効とし当該会員を強制退会させることができます。この場合、会員は本カードを即時当社へ返却し、当社に損害ある時は当該損害を賠償するものとします。
 - (1) 虚偽の申告又は他人の情報の使用があった場合
 - (2) 本システムの運営や加盟店の営業を妨害した場合
 - (3) 約款等に違反した行為又は不正もしくは違法な行為を行った場合
 - (4) 前号の行為に加担した場合

- (5) その他、当社が会員として不適当と判断した場合

第 16 条 (免責)

1. 当社は、次の各号の他、当社の責によらない事由により生じた会員又は第三者の損害について、その一切の責任を負いません。
 - (1) 天災・地変・水害・風害ならびに不可抗力により生じた被害に関する損害
 - (2) 加盟店・加盟店の従業員および加盟店の関係者の行為により生じた損害
 - (3) 他の会員および会員の関係者の行為により生じた損害
 - (4) 当社の設置した設備に関する犯罪行為により生じた損害のうち、当社の責に帰すことのできないものもしくは不可抗力によるもの
 - (5) 加盟店が加盟店約款等に違背したことにより発生した損害
 - (6) 当社が、会員の死亡又は属性情報の変更を、故意又は重大な過失なく、認知しなかったことにより生じた損害
 - (7) システム障害等のため発生した損害
 - (8) カードの紛失・盗難・毀損および暗証番号の失念・漏洩による損害
 - (9) 入会申込書が当社に到着するまでの間の属性情報の漏洩等により生じた損害
 - (10) その他会員又は第三者の行為により生じた損害
2. 会員に提供されるサービスのうち、当社以外の事業者から提供されるサービスに起因して生じた会員の損害について、当社はその一切の責任を負いません。

第 17 条 (約款等の変更)

1. 当社は約款等を変更することができるものとし、事前にインターネット上の当社の運営するサイトにおいて予告します。また、本システムにより提供するサービス内容に大幅な変更を加える内容の約款等の変更についても、会員が約款等の変更後に本システムを利用した場合、当該会員が変更を承認したものとみなします。

第 18 条 (本システムの終了)

1. やむを得ない事情により本システムの運用を終了する場合、当社は 6 ヶ月前に前条と同様の手段により告知します。この場合、当社は会員に対して告知以外のいかなる責任も負いません。

第 19 条 (運営者の変更)

1. 本システムの運営者の変更がなされた場合、約款等の契約および債権債務は全て新運営者に引継がれるものとします。

第 20 条 (合意管轄裁判所)

1. 約款等について紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

別記（本内容は 2021 年 4 月 5 日現在のものであり、事前予告の上、適宜変更されるものとします。会員が変更後に本システムを利用した場合、変更を承認したものとみなします。）

1. 本カードの使用について

- (1) 暗証番号の変更は、下記で定める何れかの方法で行うものとします。

- ・第 2 条第 3 項により送付されたカードへの暗証番号の変更は、WEB において当社が指定した方法で行ってください。
- ・インターネット上の当社の運営するサイト（加盟店、当社の提携企業等が運営するサイトを含みます）において告知する手段を通じて、暗証番号の変更を行ってください。

- (2) 蓄積できる CN ポイントの限度

カード 1 枚に蓄積できる CN ポイントの限度は、1,000,000 ポイントです。

- (3) CN ポイントの使用

蓄積したポイントは下記のように使用することができます。

- ・加盟店での使用

1,000 ポイント以上 1,000 ポイント単位で使用できます。2 ポイントにつき 1 円の割合で換算され、500 円以上 500 円単位でキャッシュバックを受けることができます。中学生以下の会員のポイント使用は保護者同伴とします。各加盟店におけるキャッシュバックの最大額は、10,000 ポイント分を上限として、1,000 ポイントごとに各店舗にて設定されています。なお、会員は加盟店ごとにキャッシュバック可能額やキャッシュバックの交換単位が異なる場合があることを承諾するものとします。

- ・会員マイルームでの使用

会員マイルーム上において、商品や提携ポイントと交換や寄付団体に対する寄付等に使用できます。なお、交換できる商品や提携ポイント、寄付先の一覧、及び必要なポイント数等の条件等については会員マイルームに明記するものとします。なお、会員は当該条件が当社の都合により変更される場合があることを承諾するものとします。

- ・ポイント自動利用サービスによる使用

ポイント自動利用サービス登録に申込み（自動交換機能が付与される本カードの申込みを含みます）いただいた場合には、申込み時に指定した加盟店又は寄付団体等に、申込み時に指定した条件に従って自動的にポイントが使用されます。なお、加盟店への自動利用サービスを申し込んだ場合、加盟店が定める条件によって加盟店が提供するサービスへの交換や料金の値引等を受けることがで

きます。また、自動利用サービスの設定を解除したい場合には、会員マイルームにおいてご自身で解除手続きを行うか、会員用コールセンター宛にご連絡ください。

(4) CN ポイントの消滅

理由の如何を問わず、蓄積された CN ポイントは付与最終日もしくは使用最終日のいずれか遅い日から 1 年経過したときに自動的に消滅します。

(5) 有効期間

会員としての権利の有効期間は定めません。但し、1 年以上ポイントの異動のない会員 ID や本カードは無効となる場合があります。

(6) 会費

無料

(7) カードの再発行

本カードを紛失・盗難・毀損等の場合、再発行ができます。会員用コールセンターへ電話の上再発行依頼書を入力し、手続きして下さい。

2. クラブネッツ会員用コールセンター

担当：お客様相談窓口及び個人情報保護管理者

電話番号 0570-000415（営業時間：平日（月曜日～金曜日）10:00～18:00 但し、お盆・年末年始等の特別休業日に関しては、事前にインターネット上の当社の運営するサイトにおいて予告します。）

3. 当社の URL

<https://www.clubnets.co.jp>（会員専用の会員マイルームがあります。）

4. 当社の個人情報保護管理者

株式会社クラブネッツ 個人情報保護推進事務局 責任者

以上